

## 公布した条例・規則のあらましの公表に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、「市民に親しみやすく、分かりやすい条例・規則とするための取組に関する基本方針」に基づき、条例および規則の公布に当たり、市民にその内容を分かりやすく周知するため、その概要を「公布した条例（規則）のあらまし」として公表する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 作成の要領

(1) 条例・規則のあらましは、次の例により作成するものとする。

#### ア 新規制定の場合

条例第 号	
函館市	条例
・・・について定める（・・・を設置する）もので、年 月 日から施行します。	
所管部局	部 課（0138-21-3xxxx）

#### イ 一部改正の場合

条例第 号	
函館市	条例の一部を改正する条例
<u>（一つの文で記載する場合）</u> ・・・について定める（・・・を改める、・・・に伴い規定を整備する）もので、年 月 日（一部は、年 月 日）から施行します。	
<u>（箇条書きで記載する場合）</u> 1. ・・・について決めました。 2. ・・・を改めました。 3. ・・・に伴い規定を整備しました。 4. この条例は、年 月 日（一部は、年 月 日）から施行します。	
所管部局	部 課（0138-21-3xxxx）

## ウ 廃止の場合

条例第 号	
函館市	条例を廃止する条例
は、・・・となったため廃止する（・・・に伴い を廃止する）もので、 年 月 日から施行します。	
所管部局	部 課（ 0 1 3 8 - 2 1 - 3 x x x ）

(2) あらましの内容は、条例の提案理由の例により記載することを基本とし、市民に分かりにくく、趣旨を理解することが難しいと認められる用語等については、平易で分かりやすい言葉に置き換えるよう努めるものとする。

### 3 公表の方法

条例・規則のあらましの公表は、市役所（情報公開コーナー）および各支所に書面を備え置く方法ならびにインターネットを利用する方法（「函館市電子版公告式」のページから掲載年月日ごとに作成する「あらまし」の掲載ページに展開する形式）により行う。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。